製造販売後調査等契約書（YC書式320）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行契約書ひな形 | 改正契約書ひな形 |
| （本調査に係る費用及びその支払方法）第8条　本調査の委託に関して甲が乙に請求する費用は、「経費内訳書」により算定した次の掲げる額とする。なお、契約金額に係る消費税については、消費税法及び地方税法に基づき、契約金額の請求日における税率を乗じて得た額とする。（1）委員会審査に係る経費審査料円（税別）（2）実績に応じた経費実施時金額（調査票回収時に発生する経費／1調査票当たり）円（税別）（3）本契約締結時に要する経費初回契約締結時納入金額円（税別）2　乙は、第1項（3）に定める経費について、消費税を加算の上、本契約締結時に甲の発行する請求書に基づき、記載の期限までに甲に納付しなければならない。また、第1項（2）に定める経費については、年に1度「調査票回収状況報告書（YC書式312）」により乙から甲に調査票の回収状況を報告し、それを基に甲から乙に請求するものとする。 | （本調査に係る費用及びその支払方法）第8条　本調査の委託に関して甲が乙に請求する費用は、「経費内訳書」により算定した次の掲げる額とする。なお、契約金額に係る消費税については、消費税法及び地方税法に基づき、契約金額の請求日における税率を乗じて得た額とする。　（1）委員会審査に係る経費審査料円（税別）　（2）実績に応じた経費実施時金額（調査票回収時に発生する経費／1調査票当たり）円（税別）2　乙は、第1項（1）に定める経費について、消費税を加算の上、本契約締結時に甲の発行する請求書に基づき、記載の期限までに甲に納付しなければならない。また、第1項（2）に定める経費については、年に1度「調査票回収状況報告書（YC書式312）」により乙から甲に調査票の回収状況を報告し、それを基に甲から乙に請求するものとする。 |
| （契約の変更）第14条　本契約の内容について変更の必要が生じた場合、甲乙協議のうえ、文書により本契約を変更するものとする。 | （契約の変更）第15条　本契約の内容について変更の必要が生じた場合、甲乙協議のうえ、文書により本契約を変更するものとする。 |
| （その他）第15条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義が生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議、決定する。 | （その他）第16条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義が生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議、決定する。 |
| 甲　横浜市金沢区瀬戸22番2号　　公立大学法人横浜市立大学　　理事長　　　　 印　（実施医療機関所在地）横浜市金沢区福浦三丁目9番地（又は横浜市南区浦舟町四丁目57番地）　（実施医療機関名）公立大学法人横浜市立大学附属病院（又は附属市民総合医療センター病院長） | 甲　横浜市金沢区瀬戸22番2号　　公立大学法人横浜市立大学　　理事長　　　　 印　（実施医療機関所在地）横浜市金沢区福浦三丁目9番地（又は横浜市南区浦舟町四丁目57番地）　（実施医療機関名）公立大学法人横浜市立大学附属病院（又は附属市民総合医療センター） |

以上